# 第14回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成26年8月5日(火)大阪合同戶	宁舎第2号館 8階 第1会議室	
委員(敬称略)	委員長 冨田 安信 同志社大学社会 委 員 段林 和江 弁護士 委 員 岩嵜 理致 税理士	<b>会学部教授</b>	
審查対象期間	平成25年10月1日~平成26年3月31日契約締結分		
抽出案件	6件 内訳 (公共工事) ・随意契約で予定価格が高額なもの ・随意契約で予定価格が高額なもの 1件 (物品・役務) ・競争入札案件で類似案件のもの ・競争入札案件で落札率が低いもの 1件 ・競争入札案件で類似案件のもの 2件		
報告案件	○ (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断 され、意見の具申又は勧告がなされたもの。		
審議案件	6件		
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等	
	下記のとおり	下記のとおり	

意見・質問	回 答		
「設置要綱第6条に基づき抽出された審議案件の審議」			
【審議案件1】公共工事において随意契約で予定価格が高額なもの (随意契約) あいりん労働センター西面・東面外壁コンクリート剥落防止ネット取付工事 (契約の概要) あいりん労働センターの西面・東面における外壁コンクリートの剥落防止ネット取付工事			
意見・質問	回 答		
審議案件の1番について、説明者より入札契約	審議案件1番は、あいりん労働センターの外		
手続等説明をしてください。	壁が老巧化によってコンクリートが剥離し、非		

常に危険な状況になっており、早急に対策を講じる必要があったため、緊急の必要があり競争に付すことができない場合と判断し、随意契約を締結したものです。

あいりん労働センターは昭和45年に当時の 労働省、大阪府、大阪市、雇用促進事業団(現 在廃止)の4者合同により建設されております。 コンクリート剥離の経過ですが、平成25年 4月と6月に天井部分からコンクリート片、大 きさは長さ63㎝、幅20㎝の非常に大きなも のが落下しました。幸い人身事故には至りませ んでしたが、当該センターを管理している大阪 府が剥離部分の緊急補修をするとともに、大阪 府公共建築室が調査したところ、「現在のセンタ ーは著しく劣化が進み、いつ人身事故が起こっ てもおかしくない状況であり、早急な対策を講 じる必要がある。」という報告・所見が示され、 大阪府と対応策を検討する中で、1階、3階の 天井部分については、緊急補修で対応可能であ るが、外壁及びシャッター格納部分は緊急補修 だけでは不十分であるため、コンクリートの剥 落防止のネットを設置することとなりました。

予定価格の積算は、直接工事費について、部 材・人件費等は建設物価から単価を求め、国土 交通省の積算基準に基づき算出しています。

契約については、経年劣化が著しい外壁から、いつコンクリート片が落下してもおかしくない状態であり、入札の実施に時間を要する間に人身事故が起これば取り返しがつかない状況になるとの大阪府と共通判断の下、当該センターの建築工事実績のある契約の相手方に確認したところ、ネット取付工事が可能であるとの回答を得たため見積書を徴取し、その額が予定価格の範囲内であったため随意契約を締結しています。

工事費の負担については、あいりん労働センター施設管理協定書に基づき、大阪府と持分割合により経費負担をしております。

一者だけを選定して、随意契約している経緯に ついて教えてください。 当該センターにおける簡易な修理は、大阪府 が担当していますが、それらの修理は、この契

約の相手方が行っており、当該建物にかかる工事実績があり、建物の構造自体を熟知していることから、契約を締結しています。

大きなコンクリート片が落下したことから、非常に緊急性があるのは分かります。しかし、老巧化していることが根本の原因ですから、建築年数等から、ある程度想定ができるのではないでしょうか。

非常に老巧化している建物ですから、耐震工事を含めた抜本的な対策を考えているのですが、西成特区構想の中で、大阪市長が平成26年度中に、移転を含めた、あいりん総合センターのあり方についての方針を打ち出すことになっており、その結果を見極めたいと考えています。

ですから本来であれば、壁の補修なり抜本的な改修をするべきところを、当面の対応としてネットを取り付けたという経過になっています。

## 【審議案件2】物品・役務にかかる競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 大阪市西淀川区役所外3施設におけるハローワーク常設窓口設置等に伴う什器 の購入等

(契約の概要) ハローワーク常設窓口の設置等に伴う什器の購入及び配送

### 【審議案件3】物品・役務にかかる競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 大阪市城東区役所外 5 施設におけるハローワーク常設窓口設置等に伴う什器 の購入等

(契約の概要) ハローワーク常設窓口の設置等に伴う什器の購入及び配送

# 意見・質問

審議案件2番、3番については、区役所等におけるハローワーク常設窓口設置等に伴う什器の購入等にかかる案件になりますので、2案件を続けて説明者より入札契約手続等説明をしてください。

### 回答

審議案件2番、3番は、地方公共団体の施設内にハローワークの常設窓口を設置するための 件器の購入等について、一般競争入札を実施したものです。

平成23年度からハローワークと地方公共団体の間で「福祉から就労」支援事業が構築され、生活保護受給者等を対象にチームを作って就労支援を行っております。平成25年度からは、この「福祉から就労」事業をさらに発展させ、地方公共団体の福祉事務所内にハローワークの常設窓口を設置し、生活保護受給者等の早期の就労支援を行う体制強化のため、大阪局管内で10カ所の窓口を設置することが、厚生労働本省により決定され、地方公共団体と調整した結

果、2月に開設できたのが4か所(西淀川区役所、港区役所、住吉区役所、東淀川区役所)、3 月に開設できたのが6か所(城東区役所、旭区役所、浪速区役所、東住吉区役所、西成区役所、豊中市役所)となったものです。

予定価格は、両案件とも、過去に実施しました什器購入の入札結果から、割引率を算出し、個々の定価に乗じて積算しています。

入札参加資格は、両案件ともに予定価格より「物品の販売」のC等級となり、より多くの参加者を募るためB、D等級を加えて入札を実施しました。

2つの案件は、落札者が同じで、仕様もほぼ同じです。窓口の開設時期も1ヶ月違いなのですが、10か所分を一括で調達できなかったのですか。

1日でも早く常設窓口を開設したいと考えて 各区役所等と調整を行ってきましたが、例えば、 区役所内に空いているスペースさえあれば常設 窓口を設置できるというものではなく、事業を 最も効率的に行うためには、福祉窓口の近くに 設置する必要がある等の様々な調整に時間を要 しました。

常に、スケールメリットによるコスト削減を 意識して調達を行っておりますが、本案件につ いては、個別に調達せざるを得ない結果となり ました。

【審議案件4】物品・役務にかかる競争入札案件で落札率が低いもの

(競争入札) 電子複写機の購入

(契約の概要) 電子複写機の購入契約

## 意見・質問

審議案件4番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。

## 回答

審議案件4は、大阪労働局、各労働基準監督署及びハローワークにおいて使用している電子複写機の購入と、その購入した電子複写機にかかる保守業務委託契約を抱き合わせで入札を実施したものです。平成25年度は電子複写機の購入契約のみを締結し、保守業務委託については、平成26年度予算成立後に契約する旨、入札公告において示しています。

予定価格は、電子複写機の購入にかかる予定 価格と保守業務委託にかかる予定価格をそれぞ れ積算し、その合計金額としています。

電子複写機の予定価格については、過去に実施した電子複写機購入の入札における電子複写機定価に対する応札額から割引率を算出し、今回の購入予定機種の定価に乗じて積算しています。保守業務委託についても、過去の入札結果から、コピー1枚あたりの単価を算出し、1年間の使用予定数量を乗じて積算しています。

入札参加資格は、物品の販売及び役務の提供のC等級に該当し、より多くの参加を募るため、現契約業者のA等級を含めA、B、C等級に格付けされた業者で実施しています。

電子複写機の製造メーカーと機器の保守をする メーカーが違うということもあるのですか。 現契約は、同一メーカーのみですが、他社メーカー製の電子複写機について、保守業務を行うことは、技術的には可能であると考えます。

メーカーに確認をしたわけではありませんが、他社メーカー製の部品等の調達は非常に困難であると思われ、仮に他社メーカー製の部品が手に入ったとしても仕入れ価格が高価になるものと思われるため、入札に参加できたとしても、落札できるような額を提示するのは難しいと考えています。

購入価格が非常に低価格ですが、どこかにしわ 寄せがいくのではないでしょうか。適正価格を大 きく逸脱するような額で落札している場合はどの ように考えていますか。

メーカーは機器の価格と5年間の保守料金を セットで考えているようです。また、下限を決 めるというのは、一般競争入札の原理からは難 しいです。

【審議案件5】物品・役務にかかる競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) 大阪労働局におけるパーソナルコンピュータの購入

(契約の概要) パーソナルコンピュータの購入契約

【審議案件6】物品・役務にかかる競争入札案件で類似案件のもの

(競争入札) わかものハローワーク等で使用するパーソナルコンピュータの購入

(契約の概要) パーソナルコンピュータの購入契約

審議案件5番、6番につきましてはパソコンの 購入にかかる案件になりますので、2案件を続け て説明者より契約手続等説明をしてください。 審議案件5は、大阪労働局及びハローワークで使用するインターネット接続専用パソコン63台を更新したものです。当該パソコンについては、搭載されているOSがウィンドウズXPであり、OSのサポート期限が、平成26年4月9日で終了されることから、セキュリティー

更新プログラムの提供がなくなり、インターネットを経由した悪意あるウィルス感染のリスク発生が懸念されるため、ウィンドウズ7以上のOSパソコンに更新をしています。

審議案件6は、わかものハローワークで使用するパソコンの購入です。政府が平成25年12月24日に閣議決定した若年者雇用対策の中に、わかものハローワークの拡充が盛り込まれ、大阪労働局としても応募書類作成支援や職業適性検査を充実させるため、パソコンの購入が必要となったものです。

予定価格は、両案件とも、過去に実施しましたパソコン購入にかかる入札結果から割引率を 算出し、今回購入するパソコン本体等の定価に 乗じて積算しています。

納期が同じ3月31日となっていますが、審議 案件5、6をまとめて調達できなかったのですか。 審議案件5は特定調達契約案件になっています。特定調達契約は国際的に開かれたものにすることを目的としており、公告期間は50日以上とされ、英文の広告文を官報に掲載する必要があります。また、予定価格が1,000万円を超える案件は、厚生労働本省の公共調達委員会による審議を受ける必要があり、その審査の申し込みから、審査結果を受けるまでに、約1ヶ月を要します。したがって、調達の準備が整ってから開札まで最低でも3ヶ月は必要となり、更に業者の調達期間も1ヶ月以上は必要となるため、調達の準備が整ってから納期までに最低4ヶ月の期間を要することになります。

審議案件6は、平成25年12月24日の閣議決定により、わかものハローワークの拡充が盛り込まれたことから、調達準備を始めましたが、審議案件5は既に特定調達契約案件として、公示を行っていたため、一括して調達ができなかったというものです。

審議案件5は応札者が5者ですが、審議案件6 は応札者が1者となっています。これは周知が不 十分だったのですか。 通常の入札と同じく、10開庁日以上の公告期間を設けています。当初は他社からも参加の意思表示があったのですが、他に大量の受注を受けたので入札参加締切直前に辞退の申し出がなされたという事情もありました。パソコンの購入案件で1者というのは過去にもあまり例が

ないのですが、昨年度末はウィンドウズXPの
サポート期限が切れるということがあり、パソ
コンの需要が増えており、業者が在庫を確保す
ることが困難であったことも一つの要因と考え
ています。